

～毎月10日は人権を考える日～

障害者差別解消法について



障害のある人もない人も共に学び、働き、生きる喜びを分かち合える社会を実現するため、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が、平成25年6月26日に公布され、平成28年4月1日より施行しこうされることとなりました。

この法律においては、行政機関や会社・お店などが「不当な差別的取扱い」をすることや「合理的配慮ごうりてきはいりよをしないこと」が差別にあたりとされています。

不当な差別的取扱い

障害があることで、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したりすること等は差別となります。不当な差別的取扱いは行政機関や会社・お店等においても禁止となります。

- 【例】
- ・入店しようとしたら、車いすを理由に拒否された。
 - ・カルチャーセンター等で障害を理由に入会を拒否された。

合理的配慮をしないこと

障害のある人から社会的障壁しゃかいてきしょうへき（利用しにくい施設や制度等）をなくす配慮を求められた場合、その実施に要する負担が過重でないにもかかわらず必要かつ合理的な配慮を行わないことは差別となります。行政機関においては義務となり、会社・お店等においては努力義務となります。

- 【例】
- ・知的障害がある人に振り仮名を付けた分かりやすい資料を渡す。
 - ・建物入口の段差を解消する。

かつて障害は、耳が聞こえないことや目が見えないことなど、その人にある性質から発生するものであると考えられていました。しかし、現在では、障害のある人たちの社会参加を困難としている建物や制度、偏見などからも障害が生じていると考えられています。

障害者差別解消法では、「国民は、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない」ことが定められています。私たちは、自らの存在が障害のある人たちの「障害」とならないよう、言葉を、視線を、行動を見つめ直したいと思います。